

海外調査依頼「イギリスの介護制度（在宅介護導入の流れ・政府による補助等）およびチャリティーの財源について」回答

【質問1】イギリスで介護が必要となった時、どのような流れで介護（特に在宅介護）が導入されるのか？どこに相談をして、申請を行い、誰が介護者との橋渡しを行うかなど。

在宅介護導入の主な流れは「相談」→「必要性評価」→「財産調査」である。
イギリス（主にイングランド）で在宅介護が必要になった場合、最初の相談先は本人が住む地方自治体となる。相談は誰でも行うことができる。
相談を受けた自治体は、法に基づき Needs Assessment を無料で実施する。ソーシャルワーカーなどの担当者が自宅訪問や面談を行い、日常生活の困難さ、家族の支援状況、本人の希望などを評価する。これによって、どのような介護が必要か明確になる。
支援が必要と認められた場合、自治体は Financial Assessment を行い、公的支援の対象となるかを判断する。資産が基準額以下であれば公的支援の対象となり、それ以上の場合は自己負担となる。資産にかかわらず、Needs Assessment を受ける権利は全ての住民に保障されている。
公的支援の対象となった場合、自治体は Assessment に基づいて介護・支援計画を作成し、必要なサービス内容と頻度を決定する。そのうえで自治体のソーシャルワーカーが地域のケア事業者との橋渡し役となり、実際のサービス提供者を手配する。
自己負担が必要と判定された場合、自治体は事業者の手配は行わない。利用者または家族が、自らケア事業者を探し、契約し、費用を負担する必要がある。ただし自治体は利用者が適切なサービスを選べるよう助言を行うことはできる。

参考リンク：(NHS, 'Getting a care needs assessment')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/help-from-social-services-and-charities/getting-a-needs-assessment/>

(legislation.gov.uk)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/section/9>

(NHS, 'Financial assessment(means test)for social care')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/help-from-social-services-and-charities/financial-assessment-means-test/>

【質問2】 所得が少ない方が介護を導入する際に政府からの補助等の仕組みがあるのか。どのような基準があるか。

1-1. 介護の公的支援の仕組み

イギリス（イングランド）では、介護サービス（ソーシャルケア）を受けるための公的資金援助（地方自治体による負担）を受けるか否かは、以下の2段階の評価を通じて決定される。

1. ニーズの評価：まず、地方自治体が申請者の具体的な介護ニーズを評価し、公的支援の対象となる基準を満たしているかを確認する。無料で行われ、財産状況は考慮されない。
2. 経済状況の評価：ニーズが認められた後、申請者の資産と所得を評価し、公的支援の要否と自己負担額を決定。

参考リンク：

(NHS, 'Getting a care needs assessment')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/help-from-social-services-and-charities/getting-a-needs-assessment/>

1-2. 経済状況の評価（資産基準）

公的資金援助の有無を決定づける主な基準は、申請者が保有する資産（Savings and Assets）の総額である。

資産の総額 (イングランド)	地方自治体の援助の有無	自己負担額の原則
£23,250 以上	援助なし (Self-Funder)	ケアホーム入居者は、地方自治体の資金援助を受ける資格がない (not eligible for local authority funding support)。
£14,250 から £23,250 未満	一部援助あり (Partial Funding)	資金援助を受ける資格がある (eligible for funding support) が、下限額を超過する£250 ごとに**£1 の「みなし所得」(Tariff Income) **を負担する必要がある。
£14,250 未満	全額援助の可能性あり (Full Funding)	資金援助を受ける資格がある (eligible for funding support) とされ、「みなし所得」の課金は免除される。

参考リンク：

(House of Commons Library, 'Paying for adult social care in England', p5)

<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01911/SN01911.pdf>

1-3. 所得の考慮

地方自治体による資金援助の資格がある場合でも、その個人は、控除の対象となるものを除き、自身の所得を介護費用の一部として負担することが依然として求められる。しかし、個人は、個人的な費用や（該当する場合は）家計の支払いのため、毎週一定額を手元に残すことが許可されている。ケアホームの居住者については、これは Personal Expenses Allowance と呼ばれ、その他の環境で介護を受けている人々については、Minimum Income Guarantee と呼ばれる。

参考リンク：

(House of Commons Library, 'Paying for adult social care in England', p5)

<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN01911/SN01911.pdf>

【質問3】日本では在宅で受けられる介護サービス(訪問介護、訪問リハビリ、訪問看護、福祉用具、住宅改修、短期入所、デイサービス等)があり、介護保険の介護度に応じたサービスを単位数でサービス調整をおこなっていますが、イギリスでの介護サービスはどのようなものが該当するのか。

イギリスでは、日本の在宅介護と同様に、身体介助や生活支援、退院後の自立支援、訪問看護、日中の通所サービス、短期入所、福祉用具の提供や住宅の改修などが提供される。これらは日本の訪問介護や訪問リハビリ、訪問看護、デイサービス、福祉用具、住宅改修、短期入所と目的や内容の面でよく対応している。

一方で、サービスの提供方法には大きな違いがある。日本では要介護度によって利用できるサービスが決まり、単位数の範囲内でケアマネジャーが内容を調整する方式が採られている。これに対してイギリスには要介護度や単位数といった枠組みがなく、地方自治体が行う Needs Assessment によって、その人がどのような支援をどれだけ必要としているかが判断される。

評価の結果は支援計画にまとめられ、必要と判断されたサービスが提供される。

参考リンク：

(NHS, Social care and support guide)

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/>

(NHS, Apply for a needs assessment by social services)

<https://www.gov.uk/apply-needs-assessment-social-services>

(legislation.gov.uk)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/contents>

(DHS, Care and support statutory guidance)

<https://www.gov.uk/government/publications/care-act-statutory-guidance/care-and-support-statutory-guidance>

【質問4】医療と介護の両方を受けている場合、介護サービスの中に医療サービスを含むものは、NHSが財源とするものなのか。

介護サービスの中に医療サービスを含む場合、財源がNHS（医療費）となるか、地方自治体（介護費）となるかは、そのニーズが「プライマリ・ヘルス・ニーズ（Primary Health Need）」であるかどうかに基づき判断される。

参考リンク：

(SCOPE, 'NHS continuing healthcare')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/money-work-and-benefits/nhs-continuing-healthcare/>

(Beacon, 'What is NHS Continuing Healthcare?')

<https://beaconchc.co.uk/what-is-nhs-continuing-healthcare/>

2-1. NHS 継続的ヘルスケア（NHS Continuing Healthcare: CHC）

個人のニーズが非常に複雑で重度、かつ継続的であり、そのニーズの主要部分が医療（health needs）に起因すると評価された場合、NHS 継続的ヘルスケア（CHC）の対象となります。

- 財源：NHS が負担。
- 基準：医療専門家チームによる評価が必要。地方自治体の資金援助とは異なり、資産調査は対象外。

参考リンク：

(NHS, 'NHS continuing healthcare')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/money-work-and-benefits/nhs-continuing-healthcare/>

(Beacon, 'What is NHS Continuing Healthcare?')

<https://beaconchc.co.uk/what-is-nhs-continuing-healthcare/>

2-2. NHS の出資による看護ケア（NHS-funded Nursing Care: FNC/RNCC）

CHC の対象ではないものの、登録看護師（Registered Nurse）による看護ケアをケアホームで受けていると評価された人に対しては、NHS がその看護ケアの費用をフラットレート（定額）で負担。

- 財源：定額で NHS が負担。
- 基準：CHC の資格がないが、登録看護師によるケアが必要であると判断され、かつ看護を提供するケアホームに入居していることが条件。

参考リンク：

(NHS, 'NHS-funded nursing care')

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/money-work-and-benefits/nhs-funded-nursing-care/>

【質問5】英国では介護を受ける前に財政審査（Means test）を実施し資産調査を実施するがその調査の平均期間はどのくらいか、資産化するのにも時間を要する思うがその間は介護サービスを自費で受けるのか。

調査の所要時間について公式に明記される正確な情報は確認できなかった。

自治体が緊急で必要があると判断した場合には、財政審査の完了を待たずにサービスが提供されることがある。

自治体が緊急性はないと判断した場合は、財政審査が完了するまでは正式な公的支援が開始されない。

また、その期間にサービスを利用したい場合の費用負担についての公式情報は確認できなかった。

参考リンク:

(legislation.gov.uk, section19)

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/contents>

【質問 6】介護サービスを受ける際個人で判断して会社に直接連絡をとることになるがその会社の情報はどのように当事者に提供されているのか。

以下のような方法がある。

1. 地方自治体（Local Authority）のウェブサイト

2014年ケア法（Care Act 2014）に基づき、地方自治体はその地域住民に対し、成人向けの介護と支援、および介護者向けの支援に関連する情報とアドバイスを提供するためのサービスを確立し、維持しなければならないとされている。

参考リンク:

(legislation.gov.uk, 'Care Act 2014')

<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2014/23/section/4>

2. 医療・介護の規制当局（CQC: Care Quality Commission）

イングランドでは、すべての介護サービス（ケアホーム、訪問介護など）はCQCによって検査・規制されており、CQCのHPから介護業者の情報を検索することが可能。

参考リンク:

(Care Quality Commission)

<https://www.cqc.org.uk/>

【質問7】日本のソーシャルワーカーは社会福祉士といった国家資格をもつ社会福祉業務に携わる専門職で、高齢者、障害者、子ども、貧困世帯など生活に困難を抱える人に対して相談に応じ、必要な支援につなぐ役割を担っているが、イギリスはソーシャルワークの起源とも言われており、その専門性が確立されているような印象を受ける。業務もソーシャルワーカーは制度の提供体制も異なることから、ケアプランに近いようなものを作成すると伺った。業務の幅や役割について、日本と比較してどのような違いがあるのか。

イギリスのソーシャルワーカーは、日本と比べて制度上の位置づけと役割が異なる。

英国のソーシャルワーカーは Social Work England に登録される国家資格職であり、Needs Assessment を行うことができる職種の一つである。

さらに、その評価を踏まえたケアプランを作成する役割も担うこともあり、日本の社会福祉士が行う相談業務と同じような役割のほか、業務の範囲が多岐にわたる。

参考リンク:

(Social Work England, Our role, legislation and rules)

<https://www.socialworkengland.org.uk/about/our-role-legislation-and-rules>

(Getting a care needs assessment)

<https://www.nhs.uk/social-care-and-support/help-from-social-services-and-charities/getting-a-needs-assessment/>

(Social Work England, What is social work?)

<https://www.socialworkengland.org.uk/about/about-social-work>

【質問8】英国のチャリティについて、財源はどこから来ているのか（財源のうち個人・法人・行政等の割合）、寄付のみで事業運営の継続性はあるのか、医療や福祉の分野では政府からのバックアップや補助はあるのか。

1. 財源の構成（個人・法人・行政等の割合）

介護分野に特化した情報は見つけることができなかった。

ただし、英国チャリティセクター全体の総収入の主要な構成割合は以下のとおり。

財源区分	割合（2021/22年）
voluntary income (寄付、助成金、スポンサーシップ)	25.0%
earned income (契約、会費、チャリティショップなどを通じた収入)	24.2%
investment income (投資収益、賃料、預金利息)	5.0%

参考リンク:

(National Council for Voluntary Organisations)

<https://www.ncvo.org.uk/news-and-insights/news-index/uk-civil-society-almanac-2024/financials/where-do-voluntary-organisations-get-their-income-from/>

2. 寄付のみでの事業運営の継続性

インターネット上の調査では、情報を見つけることはできなかった。

3. 医療や福祉の分野における政府からのバックアップや補助

介護分野に特化した情報は見つけることができなかった。

ただし、英国チャリティセクターの一般的な状況としては、寄付以外では、以下の例があげられる。

1. サービスの委託（契約）：
 - 前述の財源の構成の中で記載のとおり、公的機関等からのサービスの委託（契約）を通じて収入を得ることがある。
2. 税制優遇措置：
 - チャリティとして登録された団体は、税制上の優遇措置を受けることができ、行政による間接的な財政支援となっている。

参考リンク:

(GOV.UK, 'Charities and tax')

<https://www.gov.uk/charities-and-tax/tax-reliefs>